

第9章 計画の実現に向けて

1. 市民・事業者・行政の役割

本計画の基本理念の実現に向け、連携・協働により、緑があふれ住み続けられるまちづくりを推進していくための、市民、事業者、行政の役割を示します。

(1) 市民・事業者の役割

市民は、都市における緑が適正に確保されるよう自ら努めるとともに、国及び地方自治体が都市緑地法の目的を達成するために行う措置に協力が求められます。

また、事業者は、その事業活動の実施に当たって、都市における緑が適正に確保されるよう必要な措置を講ずるとともに、国及び地方自治体が都市緑地法の目的を達成するために行う措置に協力が求められます。

<市民・事業者の役割（例）>

- ・公園愛護会の活動や都市緑化の自発的な取組に主体的に参加する等
- ・島田市工場立地法に関する準則を定める条例の規定による緑地面積率及び環境施設面積率を確保する等

(2) 行政の役割

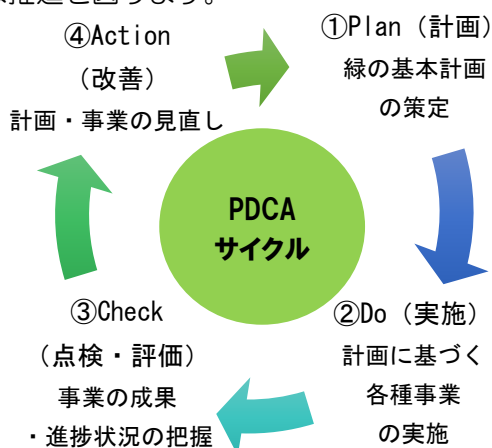
国及び地方自治体は、都市における緑が市民の健康で文化的な生活に欠くことのできないものであることを鑑み、都市における緑の適正な保全と緑化の推進に関する措置を講じなければなりません。

また、市は緑の基本計画で示した緑の将来像の実現に向け、社会情勢を踏まえつつ、必要に応じて基本計画の修正等を行います。

さらに、各種個別施策の主体としての役割を担うほか、市民・事業者・関係団体等との連携により、緑があふれ住み続けられるまちづくりが効果的かつ効率的に実現できるよう、情報提供や話し合いの場等を設定し合意形成を図ります。

2. 計画の進行管理

本計画は、概ね 15 年先の目標像を描いたものであり、その実現のためには適切に事業を実施していく必要があります。このため、計画に即した個々の事業について、適時、計画（Plan）、実施（Do）、点検・評価（Check）、改善（Action）を行い、必要に応じて計画・事業の見直しを行いながら、計画の着実な推進を図ります。



(1) Plan (計画)

島田市の緑の現況や課題等を整理し、「みどりがあふれ 住み続けられるまち 島田」を実現すべく、緑の保全、整備促進に関する方向性を定め、施策を展開してきます。

(2) Do (実施)

目標に向けた施策を市民、事業者、行政が協働で実施していきます。

(3) Check (点検・評価)

中間年次である 2030 年（令和 12 年）を目途に、市民アンケートの実施や施策の実施状況の確認等により、計画の進捗状況の点検・評価を行います。なお、見直し期間については状況に応じて、変動する場合があります。

〈中間年次（令和 12 年）までの事業計画（令和 5 年度時点で決定しているもの）〉

- ・みどり幼稚園跡地公園整備
- ・都市計画公園・緑地の見直し

〈中間年次（令和 12 年）において、指標とする事項〉

- ・市民アンケート
- ・都市公園等の整備面積
- ・都市計画公園・緑地の整備率
- ・地域制緑地の面積

(4) Action (計画の見直し)

点検・評価や市民アンケートの意見等を踏まえ、目標や施策の見直しを行います。